



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表者名 代表取締役社長 嘉納 裕躬
(コード番号：7236 東証一部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 金井 典夫
(TEL：03-3373-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 116 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

産業構造が大きく変わろうとしている環境下、グローバルな視点から当社グループ全体の経営基盤の強化を目的として、現行定款第 26 条に取締役会長(CEO)、取締役社長(COO)各 1 名を選定する旨を追加、および所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 30 年 6 月 27 日 (水)
平成 30 年 6 月 27 日 (水)

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>第16条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議をもって取締</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長 <u>(C00)</u> がこれを招集する。</p> <p>② 取締役社長 <u>(C00)</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長 <u>(C00)</u> がこれに当る。</p> <p>② 取締役社長 <u>(C00)</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長 <u>(C00)</u> がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長 <u>(C00)</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議をもって取締</p>

<p>役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長は、代表取締役とし、必要に応じて取締役会の決議をもって他の取締役を代表取締役に選定することができる。</p> <p>代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議をもって取締役相談役および相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 27 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>役会長 (CEO)、取締役社長 (COO) 各 1 名を選定し、また、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長 (COO) は、代表取締役とし、必要に応じて取締役会の決議をもって他の取締役を代表取締役に選定することができる。</p> <p>代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議をもって取締役相談役および相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 27 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
---	---

以上